

令和5年度 農業用使用済ビニール ポリエチレン収集のお知らせ

◆収集場所は生涯学習センター総和(とねミドリ館)第2駐車場(古河市前林1953-1)です。

	期 日	受付時間	収集品目	受け入れ優先地区
第1回	6月5日(月)	午前9時00分から 午前11時00分まで	ビニール	古河地区・総和地区
第2回	6月14日(水)	午前9時00分から 午前11時00分まで	ビニール	三和地区
第3回	7月5日(水)	午前9時00分から 午前11時00分まで	ポリエチレン	三和地区(八俣)
第4回	7月13日(木)	午前9時00分から 午前11時00分まで	ポリエチレン	三和地区(幸島・名崎)
第5回	7月26日(水)	午前9時00分から 午前11時00分まで	ポリエチレン	古河地区・総和地区
第6回	9月27日(水)	午前9時00分から 午前11時00分まで	緑マルチ	事前予約者
第7回	11月20日(月)	午前9時00分から 午前11時00分まで	ビニール	三和地区
第8回	12月4日(月)	午前9時00分から 午前11時00分まで	ポリエチレン	三和地区(八俣)
第9回	12月11日(月)	午前9時00分から 午前11時00分まで	ポリエチレン	三和地区(幸島・名崎)
第10回	令和6年1月22日(月)	午前9時00分から 午前11時00分まで	ビニール	古河地区・総和地区
第11回	2月21日(水)	午前9時00分から 午前11時00分まで	ポリエチレン	三和地区

※今年度から緑マルチの収集は9月の1回のみとなりますのでご注意ください

- * 登録負担金 1,000円(口座振替または現金払い)
- * 処理負担金 40円/kg(ビニール・ポリエチレン)
- * 処理負担金 70円/kg(緑マルチ) ※緑マルチを出す際は事前予約が必要です

- ・登録を希望する際は、収集期日までに農政課窓口で手続きを済ませてください。
- ・年間登録費が口座振替の方は、5月に口座振替を行い、登録証を郵送します。
- ・年間登録費が現金払いで今年度排出される方は、収集期日までに農政課窓口でお支払いをお願いします。(登録証は農政課窓口で発行します)
- ・緑マルチの収集は、令和3年度から市独自の事業として実施しています。
- ・処理負担金は、トラックスケールで重量を測定し算出した金額を、後日農協口座から引き落とします。(収集日の翌月25日予定)

* 処分事業者との委託契約について

排出事業者である農家と下記事業者とで委託契約を結んでいます。

- ビニール処分 : 茨城県農林振興公社(園芸リサイクルセンター)
- ポリエチレン処分 : (株)関商店・(株)あおぞら・(株)つくばエンバイロメントソリューションズ(3事業者)
- 緑マルチ処分 : (株)関商店(1事業者)
- 収集運搬 : 茨城県農林振興公社(園芸リサイクルセンター)

収集に関するお手続き、お問い合わせは古河市役所 三和庁舎 農政課 園芸畜産係まで(電話76-1511 内線2122)

注意事項

- ◆指定された収集品目以外はお預かりできません。日程表の収集品目を事前にご確認ください。
- ◆ポリエチレンは、排出物により専用袋を使うかどうか判断してください。使用せずに出すことも可能です。
- ◆ポリエチレン回収専用袋は、1袋100円で販売します。 ※令和3年度から農協での販売を再開しました。
- ◆回収可能な品目は、園芸リサイクルセンター発行のチラシ、「農業用使用済みプラスチックの回収について(令和5年度用)」を参考にしてください。
- ◆緑マルチは、令和3年度から市独自の事業として収集しています。緑マルチを出す場合は、事前予約が必要です。他のポリエチレンと区別して、緑マルチの収集日にお持ちください。
※今年度から年1回の収集となりましたのでご注意ください

搬入時のお願い

- パレットでの搬入はご遠慮ください。フォークリフトでの荷下ろし作業の妨げになる場合があります。
- 異物混入が無いようにご注意ください。また、荷造り前に、よく乾燥させてから泥を落としてください。
- 結束する際は、同質の素材を使用してください。収集品目と違う素材で結束しないでください。
- リサイクルを目的とした回収ですので、固くなって裁断できないものや、焼けてしまった(変色)ものは、回収できません。

収集場所へ運搬する自動車への表示義務について

- ◇運搬車両には「産業廃棄物運搬車」の表示を行ってください。(農業者が集積所まで運ぶ場合も必要です。)
- ◇車両への表示用マグネットは、登録農家の方に無料(1回限り)で配布しています。
- ◇備え付ける書面については、下記の記載例を参考に作成し、常時携帯するようにしてください。
(記載事項に合致すれば、様式は問いません。)

「記載例」 産業廃棄物自己運搬管理票

氏名または、名称	古河 太郎	積載した事業場の連絡先	自宅であれば自宅の連絡先
住 所	茨城県古河市	運搬先の名称	表面場所
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類(農ビ 農ポリ)	運搬先の所在地	表面場所
産業廃棄物の量	kg	運搬先の連絡先	表面連絡先
産業廃棄物の積載日	車に積んだ日	産業廃棄物の運搬日	持っていく日
積載した事業場の名称	自宅であれば「同上」	連絡事項等	
積載した事業場の所在地	自宅であれば「同上」		

その他

- 廃ビニール等を不法に投棄すると、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により罰せられます。
- 野焼きは禁止されています。絶対に行わないでください。
- 回収出来ない農業用資材については、下記協会まで個別にお問い合わせください。

問合せ先： 一般社団法人 茨城県産業資源循環協会 水戸市笠原978番地25 茨城県開発公社ビル4階
電話 029-301-7100 ※ 処分については(有料)となります。